

監 査 委 員 公 表

橋本市監査委員公表第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和8年1月27日付けで提出のあった住民監査請求書について、同条第5項の規定により、その結果を別添のとおり公表する。

令和8年2月20日

橋本市監査委員 瀧川 千秋

橋本市監査委員 花岡 孝治

(公 印 省 略)

橋 監 委 第 101 号
令和 8 年 2 月 20 日

請求人 様

橋本市監査委員 瀧川 千秋
橋本市監査委員 花岡 孝治

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 1 月 27 日付けで提出された住民監査請求（令和 8 年 2 月 6 日付け補正書を含む）について、監査委員合議の結果、下記の理由により、地方自治法（以下「法」という）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の要件を具備しないものと判断し、本件請求を却下するとの結論に至りましたので通知します。

記

1 請求の要旨

橋本市上下水道部において、市職員が請求者の個人情報をも本人の同意なく市の認可業者に提供した結果、当該情報を利用した認可業者からの請求人に対し、高額かつ根拠不明の営業電話が行われた。

本件は、単なる個人情報漏えいととどまらず、「市職員による違法な個人情報提供」・「市認可業者による不当な営業行為」・「それを事実上放置している行政対応」という三種構造の不祥事であり、市のガバナンス及び業者管理体制そのものが問われる事案である。

よって、本件について橋本市の事務執行が適法かつ適正であったか否かにつき、法第 242 条第 1 項に基づき、監査委員による監査及び必要な是正措置を求める。

2 却下の理由

法第 242 条に定める住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体執行機関又は職員の行う財務会計上の違法、不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生ずる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度である。

このことから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象となるのは、同条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実のいずれかに該当するものである。

本件請求の趣旨である、市職員による違法な個人情報提供、市認可業者による不当な営業行為、それを事実上放置している行政対応は、上記のいずれにも該当しないため、住民監査請求の要件を欠くものであり、不適法な請求となるものであると判断する。

なお、住民監査請求の対象となる事項は、地方公共団体が特定の行政目的のために行う一連の行政上の行為の中でも、地方公共団体の財産上、何らかの損害を与える財務会計上の行為（財務会計上の事務処理に直接関係するもの）に限られている。それ以外の一般行政上の行為については、たとえそれが結果として何らかの財政的な影響を生じることがあるとしても、これらの行為の違法性・不当性を住民監査請求の対象とすることはできないものである。

3 監査委員意見

本件請求については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないため却下と判断したが、請求内容については本市が真摯に受け止めるべき事案である。

職員には「守秘義務」があり、これを怠ることは職員だけではなく市全体の信用を失墜させることにも繋がりがかねない。また職務で扱う個人情報などについても細心の注意を払い、誤った取り扱いをすることのないよう、市全体に対し注意を促していく。

今回の請求の趣旨にある「市認可業者による不当な営業行為」のように、住民から指摘があった際、担当課は状況を正確に把握するため速やかに事実確認を行い、適切な対応を行う必要があることを申し添える。